

監 第 2080 号  
令和 7 年 8 月 14 日

鹿児島県建設産業団体連合会会長  
鹿児島県建築専門業団体連絡協議会会長  
鹿児島県保温保冷工業協会会長  
鹿児島県空調衛生工事業協会会長  
鹿児島県冷凍空調工業保安協会会長  
鹿児島県瓦工事業組合代表理事  
鹿児島県瓦屋根工事業組合代表理事

殿

鹿児島県土木部監理課技術管理室長

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について（依頼）

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知したので送付します。については、所属団体等への周知についてよろしくお願ひします。

連絡先  
技術指導係  
電話 099-286-3515（直通）



令和7年8月14日

各地域振興局建設部長  
北薩地域振興局建設部甑島支所長  
各支庁建設部長  
各支庁事務所建設課（係）長

殿

技術管理室長

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について（通知）

このことについて、令和6年6月28日付でまん延防止に努めるよう通知しているところですが、今般新たに志布志市においても発生が確認されたことから、令和7年8月8日付で廃棄物・リサイクル対策課長からまん延防止対策に取り組むよう依頼がありました。

については、ヤスデ発生地区で土や樹木等の移動が必要な工事については、特記仕様書において施工条件を明示するとともに、ヤスデの棲息が確認された場合は、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考にまん延防止対策を検討し、市町村の環境部局と協議を行い、まん延防止に努めてください。

また、まん延防止対策にかかる費用については、共通仮設費準備費の工事施工上必要な準備作業として積み上げ計上してください。

なお、市町村および関係団体へは、当室から別途送付します。

連絡先  
技術指導係  
無線 8-311-7-3516

## ヤンバルトサカヤステのまん延防止対策について

### 1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。  
 一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設  
 産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設

### 2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

### 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

### 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

### 5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。

※ 奄美群島以外でヤンバルトサカヤステの発生が確認されている地区

- |  |
|--|
| H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町），<br>H14：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）<br>H15：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市<br>H16：鹿児島市<br>H17：指宿市<br>H22：出水市、南さつま市<br>H25：霧島市、阿久根市<br>H26：鹿屋市、姶良市<br>H29：長島町<br>R03：西之表市、中種子町、錦江町<br>R04：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町<br>R06：大崎町<br>R07：志布志市 |
|--|

写

令和 7 年 8 月 8 日

庁内連絡会議対策員 殿

廃棄物・リサイクル対策課長

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止等及びヤンバルトサカヤスデ  
まん延防止対策庁内連絡会議の書面開催について（依頼）

ヤンバルトサカヤスデについては、平成 3 年の本県での発生初確認以来、年々生息域が拡大しており、さらなるまん延が懸念されていたところですが、新たに志布志市においても発生が確認されました。

つきましては、別添「資料 1」及び「リーフレット等」を参考にしていただき、引き続きまん延防止対策に取り組んでいただくとともに、貴課（室）所管の関係機関・団体への周知についてもよろしくお願いします。

また、ヤンバルトサカヤスデまん延防止対策庁内連絡会議を、別添により書面開催します。

（連絡先）  
廃棄物・リサイクル対策課  
監視指導班 御領原  
(内線) 2596

## ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

### 1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。

### 2 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・燻蒸処理後、搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

### 3 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

### 4 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記 1～3 の措置が講じられているかを確認する。

(参考)

#### ※ これまでに発生が確認されたことのある市町村

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、  
薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、  
奄美市、南九州市、姶良市、長島町、大崎町、錦江町、肝付町、南大隅町、  
中種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、  
徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

# (事業者の皆様へ) ヤンバルトサカヤスデの まん延防止に御協力ください

ヤンバルトサカヤスデは、1956年に台湾で発見されたヤスデの一種です。日本では、1983年(昭和58年)に沖縄県で初めて確認され、鹿児島県においては、1991年(平成3年)に徳之島町で大量発生して以来、奄美地域や県本土においても各地で確認されており、その棲息域は年々拡大する傾向にあります。

ヤンバルトサカヤスデの拡大は、人為的な移動によるところが大きく、まん延防止には関係する事業者の皆様の御協力が必要です。

## ヤンバルトサカヤスデとは？

- ヤンバルトサカヤスデは、台湾原産の外来生物です。落ち葉や腐葉土のような腐った植物質を餌としており、日光の当たらない湿った場所を好みます。
- 人や農作物に直接被害を与えることはありません。しかし、繁殖力が強く、おびただしい数の集団で移動するため、見る人に強い不快感を与えます。



◆在来種のヤスデ



0 1 2 3  
(cm)  
体長/2cm以下  
色/黒褐色

◆ヤンバルトサカヤスデ



0 1 2 3 4  
(cm)  
体長/2.5~3cm  
色/黄褐色~茶褐色

## ヤンバルトサカヤスデの一生

- 卵→幼体→亜成体→成体と発育し、寿命は約1年～1年半です。
- 交尾期は、本土地域では11月～12月頃、奄美地域では10月～11月頃で、交尾後約1か月で産卵します。
- 卵は球状、乳白色、直徑0.5mmで、一度に150個～350個程度、ぶどうの房状のかたまりで産み出されます。また、孵化率は高く、7日～10日前後で孵化します。
- 集団移動時期は、本土地域では8月～12月頃、奄美地域では年に2回あり、亜成体の集団移動が5月～6月頃、成体の集団移動が10月～12月頃に起こります。なお、堆肥等で増殖した個体群の集団移動は、この期間以外にも起こります。
- 湿度の高い雨上がりの夜によく集団移動します。
- 繁殖力が強く、広域に定着すると根絶は困難といわれています。

## まん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデの拡大の原因は、人為的な移動によるものがもっとも大きいといわれています。

具体的には、園芸樹木等の根付き植物や鉢植え、堆肥等の農業資材、工事現場の残土などとともに卵等が運ばれ、棲息域が拡大していきます。

このため、まん延の防止には、地域住民の方々の御協力はもとより、園芸業、農業、建築業などの関係業者の皆様の御協力が不可欠です。

### ● 園芸業者の皆様にお願い ●

- ヤンバルトサカヤスデの発生地域から、根付き植物、鉢植え等を極力持ち出さないようにしてください。
- やむを得ず根付き植物を持ち出す場合には、株元・根回り部分の土にジョロ等を用いて、十分に薬剤を注ぎ込んでください。
- 鉢植えについても、根付き植物と同様にジョロ等を用いて処理するか、または鉢全体を薬剤に十分浸してください（小売店においては、入荷日に処理してください）。

### ● 農業者の皆様にお願い ●

- ヤンバルトサカヤスデの発生地域から、堆肥、敷きわら、芋づる等を極力持ち出さないようにしてください。
- やむを得ず持ち出す場合には、1週間ほど土に埋めてから持ち出してください。
- ヤスデが幼体の時期（本土地域：1月～8月頃、奄美地域：11月～6月頃）は、外部からの刺激に非常に弱いため、この時期に田畠の天地返しを行ってください。
- 水田等のかん水が可能な場所では、4～5月頃に一時的にかん水することで、生息個体を一掃することが可能です。

### ● 建設業者の皆様にお願い ●

- ヤンバルトサカヤスデの発生地域での工事で発生した残土、伐採木等は、極力地域内で処分するようにしてください。
- やむを得ず地域外で残土を処分する場合には、1日分の土を積み重ねるようにし（土の重さでヤスデが圧死する。）、最後の1～2台分の土は薬剤で処理してください。
- 伐採木等を地域外で処分する場合は、移動の前に薬剤で処理してください。
- 現場に出入りする際には、工事車両のタイヤ周りや機材等を薬剤で処理してください。

薬剤散布に当たっては、近隣の農耕地に薬剤が飛散しないように、また、河川や用水路（側溝）に薬剤が入らないように十分注意してください。

詳しくはお住まいの市町村役場の環境衛生担当課

又は県廃棄物・リサイクル対策課(099-286-2594)にお問い合わせください。

このリーフレットは、再生紙を使用しています。



鹿児島県

2023.3作成

## ● 侵入防歰 ● ～つづき～

- 農業用のアゼシートを活用した移動阻止柵を、山裾等の林地と住宅地との境界に作る。



＜アゼシート活用の移動阻止柵＞

- ヤスデは薬剤に弱いといわれています。  
アゼシートの外側(山側)や家の周りに薬剤を散布しておくと、侵入を防ぐことができます。



＜アゼシートの外側(山側)への薬剤散布によるヤスデの死骸＞

## ● 防除方法 ●

ヤスデは、農作物に被害を与えると、人に害を及ぼしたりしません。

- ヤスデの幼虫は成虫と比べて日光や乾燥、体への刺激に弱いので、幼虫の多い時期に田畠の掘り起こしや下草払いを行いましょう。

● 薬剤散布時期は、ヤスデが地表で活動する時期が効果的です。

・本土地域: 1月～8月頃

・奄美地域: 4月頃～

- 本土地域: 7月頃～
- 沿岸地域に当たっては、近隣の農耕地に薬剤が飛散することのないように、また、河川や用水路(側溝)に薬剤が入らないように十分注意しましょう。

詳しくはお住まいの市町村役場の環境衛生担当課  
又は県農業・リサイクル対策課(099-286-2594)にお問い合わせください。

このリーフレットは、衛生紙を適用しています。

# ヤンバルトサカヤステの まん延防止に御協力ください

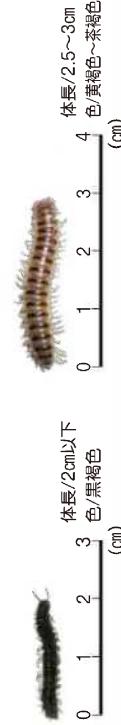
## ヤンバルトサカヤステとは？



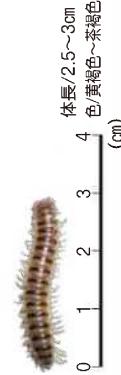
- ヤンバルトサカヤステは台湾原産の外来生物です。鹿児島県では、奄美地域、南薩地域などを中心に発生しています。

- 農作物や人に害を及ぼすことはあります  
せんが、繁殖力が強く、おびただしい数で集団移動したり、ブロック塀や壁をよじのぼったり、家屋の中に侵入したりすることから、強い不快感を与えるものです。

### ◆在来種のヤスデ



### ◆ヤンバルトサカヤステ



## まん延防止对策策

- ヤスデのまん延は、棲息地域からの樹木等の移植の際に土や堆肥などとともに、卵、幼体、成体が人為的に運ばれることがもともと大きな原因であるといわれています。

- 棲息地域からの園芸樹木等の根付き植物の持ち出しあは極力避けるようにしましょう。  
やむを得ず持ち出す場合には、株もと、根回りの土壌にジョロ等を用いて薬剤を十分に注ぎ込みましょう。

- 鉢物についても、ジョロ等を用いて同じような処理をするか、また鉢全体を薬剤に浸すなどの処理をしましょう。

- 宅配便を利用して、根付き植物を送る場合は、同様の処理を行いましょう。

- 堆肥、敷わら、茅、芋づる等をやむを得ずヤスデの棲息地から搬出する場合は、1週間ほ土に埋めてから持ち出しましょう。

- また、土木工事に伴う土砂等の場合は、搬出現場で薬剤処理や燐素処理をしましょう。

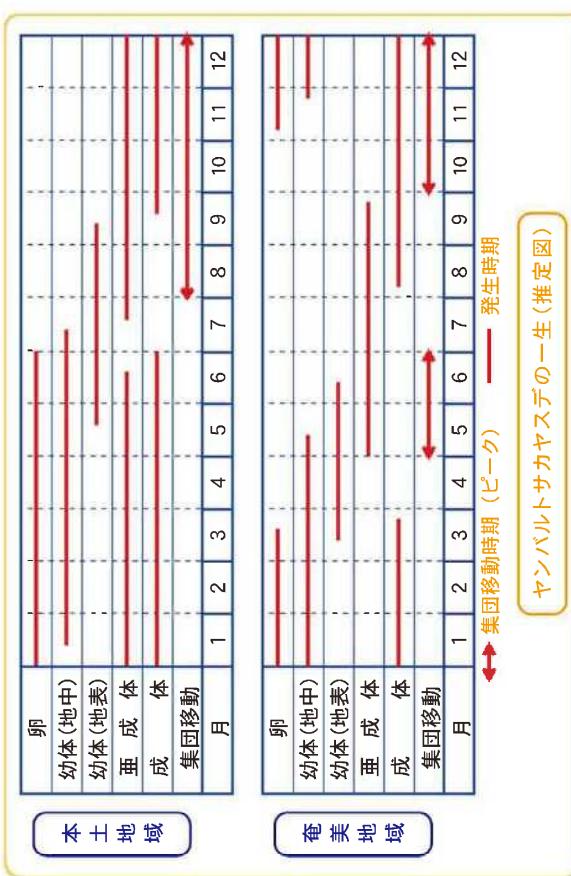


鹿児島県

2023.3.作成

## ヤンバルトサカヤスデの一生

- 卵→幼体→亜成体→成体と発育し、寿命は約1年～1年半です。
- 文尾期は、本土地域では11月～12月頃、奄美地域では10月～11月頃で、交尾後約1か月で産卵します。
- 卵は球状、乳白色、直徑0.5mmで、一度に150個～350個程度、ぶどうの房状のかたまりで産み出されます。また、孵化率は高く、7日～10日前後で孵化します。
- 集団移動時期は、本土地域では8月～12月頃、奄美地域では年に2回あり、亜成体の集団移動が5月～6月頃、成体の集団移動が10月～12月頃に起ります。
- なお、堆肥等で増殖した個体群の集団移動は、この期間以外にも起ります。
- 温度の高い雨上がりの夜によく集団移動します。
- 繁殖力が強く、広域に定着すると絶対は困難といわれています。



成体

幼体

卵

## ヤンバルトサカヤスデの防除方法

### ● 環境整備



- 土手の草払いや下草刈りを徹底し、日当たりをよくし、暗く湿った場所をつくらないようにしましょう。
- 側溝は周辺も含めて清掃を徹底し、ヤスデが入り込まないようにして、雨水に流れて移動することを抑制しましょう。

### ● 侵入防止



- ヤスデは集団で移動したり、壁や塀をよじ登つたり家の中に侵入したりします。



- ヤスデは表面がツルツルした所は進めません。
  - 養生テープ(建築用マスキングテープ)やステンレス板を家屋の周り(柱や壁など)に貼る。「ヤスデ返し」の設置

＜養生テープ(緑色部分)を使ったヤスデ返し＞  
(写真:錦江湾高校提供)

# ヤンバルトサカヤスデの 防除対策



## ヤンバルトサカヤスデとは

1955(昭和31)年に台湾(花蓮)で発見され、1990(平成2)年頃に本県徳之島へ持ち込まれたヤスデの一種で、人為的に持ち込まれた外来種です。日本は餌となる落葉などが豊富で、天敵なども少ないため、現在国内各地に分布を広げています。高密度で繁殖するため見た目の不快感や悪臭などの不快性被害が発生しています。

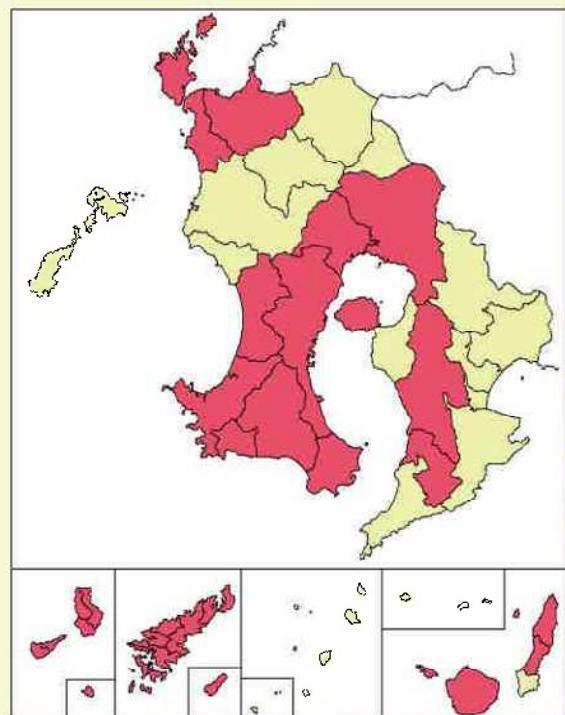


体長は3~4cm、体色は褐色で、節間に帯状の濃い褐色の模様があります。夜行性で多湿を好み、落葉などを好んで食べています。触れたり、お湯をかけたり、焼いたりすると異臭を放ちます。

## 発生が確認された市町村

2021(令和3)年度現在、鹿児島県内28市町村で確認されています。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、  
出水市、指宿市、西之表市、口置市、  
霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市、  
姶良市、長島町、錦江町、川種了町、  
屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、  
龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、  
伊仙町、和泊町、知名町、与論町



鹿児島県内28市町村で確認されています  
(2021(令和3)年度現在)

## 生 活史

鹿児島県本土では12月から翌年2月が産卵期で、2月頃に一斉に孵化して1歳幼体が見られるようになります。その後成長し、6月から7月にかけて亜成体、7月頃に成体が現れ始め、翌年2月頃まで成体が見られます。8月から1月頃までが、繁殖地から集団で移動して拡散(伝遊)する集団移動期となっていて、その間に不快性被害が発生します。

奄美地域では、集団移動時期は年2回あり、亜成体の集団移動が5月から6月頃、成体の集団移動が10月から12月頃に起こります。

なお、堆肥等で増殖した個体群の集団移動は、この時期以外にも起こります。

## 被 害

高密度に繁殖したヤンバルトサカヤスデは、人間の居住地区へ集団で拡散し、家屋や敷地に侵入するため「不快害虫」に分類されます。また、ヤンバルトリカヤスデが警戒物質として放出するシアノ化物(青酸ナトリウム等)による健康被害も想定されるため「衛生害虫」としての側面も危惧されます。

他に、人間社会への影響事例として、JR指宿枕崎線で路線内に侵入したヤンバルトサカヤスデがレール上を覆ったため、体液等によって車輪が空転して運行が中断した事例もあります。



繁殖地での群生

# 対策

ヤンバルトサカヤスデは人為的な侵入生物種であることから、できることならば排除することが望ましいのですが、繁殖力が非常に強いこと、人為的拡散が行われていることから、撲滅はほとんど不可能です。

このため、ヤンバルトサカヤスデの新たな発生防止を図るためにには、(1) 分散・拡大防止対策や(2) 侵入防止対策を講じることが必要です。

## 対策1：分散・拡大防止対策

ヤンバルトサカヤスデの分布の拡大は、土に各種資材に潜伏した個体を人為的に移動させることによって生じています。そのため、拡散防止には資材に対する防除対策が必要となります。資材による拡散を考慮する際に対象となる分野は、土木業・建築業・造園業・農業(園芸を含む)などで、市場・小売店を含むこれらの分野の各流通段階での防除対策も求められます。そのため拡散防止には、各分野の協力が不可欠です。

### ① 建設・土木業者における拡散防止対策

#### 1) 野外配置資材対策

- ヤンバルトリトリヤスデ発生地域に資材を野外配置する場合は、周囲を薬剤処理帯で囲み、資材への潜伏を回避する。
- 発生地域より野外配置した資材を移送する場合、資材のブラッシング又は液剤タイプの駆除剤を全面に均一処理後、搬送する。

#### 2) 工事車両対策(造園・建築・公共事業分野)

工事車両の三面に付着(定着)するヤンバルトリトリヤスデは、車両の振動で落下するが、窓枠部・平面部の個体は落下せず、車両と共に発生地域より拡散することから、以下の対応が必要となる。

- ヤンバルトサカヤスデの発生地に夜間駐留した重機等の工事車両を移動する際は、窓枠部・面部の洗浄ならびにブラッシングを行う。
- 運搬車両の移動時は、積載前に、荷台の洗浄ならびにブラッシングを実施するが、積載物の搬送時は、荷台とともに積載物で同様の処理を行う。なお、積載物が土壤の場合は、搬送先で捨土処理(後述)を行う。

#### 3) 土壤搬出対策(造園・建築・公共事業分野)

ヤンバルトサカヤスデ発生地域内の工事に伴う捨土を持ち出す場合は、事前の分散予防対策と持ち出し後の分散防止対策が必要となる。

##### a. 土壤搬出前の分散予防対策

- 持ち出しを行う現場の土砂を移動する際、まず、落葉等の残渣を除去する。落葉等の残渣は白治休の指定する方法により対処する。焼却が出来ない場合は付近に穴を掘り、残渣を土壤中に埋める。柱設の際は、厚さ30cm以上の土壤で埋めたのち鉢干し、二戸で分散を防止する。
- 落葉等の残渣を除去した後、薬剤による防除を行う。防除薬剤は液剤タイプ又は細粒剤タイプの駆除剤を移動対象となる土壤表面に全面処理する。土壤の移動は、薬剤処理後1日以上経過した後に行う。

### b. 土壌搬出後の分散防止対策

- 整地後土壌表面に液剤タイプの駆除剤を処理する。なお、捨土はトラック等で1日に複数回行われるが、薬剤処理は1日の最後の運搬土壌にのみ実施する。途中の運搬土壌は、日中のためヤスデが移動しないことと、土庄で動かないことなどから1日の最後の運搬土壌のみの処理でよい。
- 捨土の周囲は、分散防止の目的で細粒剤タイプの駆除剤を2m幅の帯状散布が効果的である。散布にあたっては、落葉や凹形物等があると効果が不十分となる場合があるため、あらかじめ陰干しておくことが必要である。

## 4) 工事地区内の防除（造園・建築・公共事業分野）

工事場所がヤンバルトサカヤスデ発生地域内の場合、車両や工事資材を夜間駐留すると、駐留資材にヤスデが侵入して付着（定位）することから、駐留物を囲むように土壌に薬剤を散布することで定位を阻止する。使半する駆除剤は、細粒剤タイプ又は液剤タイプを用い、飛散しないように所定量を散布する。

## 5) 道路法面対策

ヤンバルトサカヤスデが植物の繁茂した法面で繁殖した事例は過去に数例あるが、通常法面は、不種が自己拡散する際の通過点に過ぎない。多くの場合、法面下部に堆積した落葉の下に大量の個体群が停留した状態が確認される。法面における対策としては、法面ならびに法面下部への薬剤散布である。

### a. 法面の薬剤処理

法面への薬剤処理で、自己拡散時の通過個体数の減少を図る。薬剤処理は除草後が適する。

## ② 園芸業者における拡散防止対策

### 1) 根付植物の移動に伴う拡散防止対策（造園分野・園芸分野・公共事業分野）

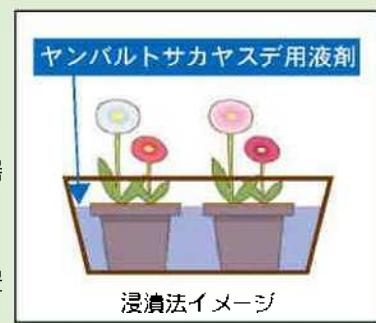
根付植物の移動に伴うヤンバルトサカヤスデの拡散対策は、植物の出荷又は流通途中（市場・小売店）での防除対策を徹底する。

#### a. 対策

根付植物に定位したヤンバルトサカヤスデの防除には、フェノブカルブを主成分とした環境保全型の液状製剤が適する。

#### b. 処置方法

- 灌注法：ヤンバルトサカヤスデ用液剤を希釈し、ジョウロ又は、飛散しないようノズルを調整した噴霧器等で相当量を対象植物に株元処理
- 浸漬法：ヤンバルトサカヤスデ用液剤を希釈した容器に、対象植物の根巻部全体又は植栽鉢を10秒間程度、浸漬処理



### 2)鉢植植物（観葉植物、草花類、花木類）での拡散防止対策

鉢植植物の移動に伴う、ヤンバルトサカヤスデの拡散状況を把握するにあたり、鉢植物の流通調査を実施した。

ヤンバルトサカヤスデは通常、9月より成体になるが、本調査では5月より成体が観察されたことから、確認された成体は、生育環境の異なる個体群からの拡散個体と思われる。堆肥等での繁殖個体が生産鉢へ潜伏した場合、鉢物出荷が人為拡散となり、年間を通じて小売店へ移入される可能性が高い。

このため、「鉢物店の拡散対策」を回避する対策としては、鉢物出荷の薬剤処理が有効と言える。

### ③ 農業者における拡散防止対策

#### 1) 農耕地での拡散防止対策

##### a. 茶園対策

茶園における、ヤンバルトサカヤスデの発生は、発生地からの敷き藁を導入する際に併入し、繁殖した結果である。敷き藁丸薬として燻蒸剤や散布剤の処理が有効と思われるが、「登録農薬以外の化学物質が付着した敷き藁」の茶園導入は、農薬取締法に抵触するため、使用不可。よって付着ヤスノをブレード、高圧水流等で除去した敷き藁を導入する。なお、「茶園への歩行侵入阻止法」ならびに「茶園からの拡散阻止法」としては茶園周囲を1m幅で、駆除剤の処理帯で囲む方法が有効である。

##### b. 畑地対策

農耕地は、農薬取締法により駆除剤を使用できないため、耕種的防除が適する。ヤンバルトサカヤスデの本筋は、物理的圧力に弱く、作付け前の耕運作業が密度抑制に有効である。

##### c. 水田対策

休耕田もヤンバルトサカヤスデの生息に適した環境であり、冬期に産卵し、4～5月に土壤中に多数の幼虫が確認されることから、低温期に一時的に湛水状態にすることで生息個体群の一掃が可能である。

##### d. 果樹園対策

耕道の往来ない果樹園は、生息環境が不適になるよう環境整備を行う。果樹園の敷き藁下は、ヤンバルトサカヤスデの好適環境であり、放置資材下も、遮光環境が維持されるため、侵入個体の停宿場所として適する。また、刈り草下も敷き藁と同様に、侵入集積する傾向がある。これら、果樹園の土壤被覆物（敷き藁、遮光資材、刈草）の除去（環境整備）により、生息地としての不適化を図る。

#### 2) 堆肥による拡散防止対策

ヤンバルトサカヤスデの発生地から未発生地への、農業資材の移動制限は必要であるが、同時に発生地区内においても発生地点を増加させないために、移動前の物理的処理（破壊機処理等）、移動後の隔離措置（配置場所を薬剤処理帯で囲む）が必要となる。

##### a. 堆肥場の化学的対策

- ① 堆肥に駆除剤の直接処理は不可（農薬取締法に準ずる）
- ② 堆肥は、土壟処理を基本とするが、化学的対策としては、堆肥の周囲を薬剤処理帯で囲みヤンバルトリカヤスデの侵入・拡散を阻止する。  
また、堆肥生産敷地の外周も薬剤処理帯を設け侵入、拡散を阻止する。
- ③ ヤンバルトサカヤスデ発生地域内における「未発生堆肥」の場合は、周囲及び敷地内に環境保全用の駆除剤（顆粒剤、液剤）を定期的に処理し、侵入を阻止する。
- ④ 敷地周辺の林地が発生源の場合、環境保全用の密度抑制剤を処理し発生源対策とする。

### ④ 水系周辺における拡散防止対策

ヤンバルトサカヤスデは、人為的拡散以外に流水による拡散も大きな要因になっている。拡散ステージの7齢幼虫（虫成体）から成体期には、水路・側溝等の側面に多数の個体群が確認される。本種は、水路・側溝等の側面に集団を作りて定位するため、水系周囲での拡散対策が必要である。

## ⑤ 環境整備の徹底による拡散防止対策

環境整備は重要な防除対策であり、移動の抑制効果もあり拡散防止対策となる。

- 水路及び側溝から 5m 幅度の範囲での環境整備（除草、掃除、整地等）が必要である。
- 土手、土手下の草払いを徹底し、二壌表面への日当たりを図る。
- ヤンバルトサカヤスデの生息に不適な環境づくりを定期的に行う。



## ⑥ 薬剤を用いた防除による拡散防止対策

環境への影響を考慮し、環境整備後に、水路・側溝等に薬剤が飛散しないよう注意し、環境保全型の駆除剤を 1m 幅で帯状散布し、個体数の抑制と拡散防止を図る。

2020（令和2）年に県内でヤンバルトサカヤスデを対象に使用された駆除剤は以下のとおりです（市町村実績）。

製品名	製造会社	問合せ先
1 ニイレット	リンケイ化学(株)	リンケイ化学(株) 099-268-7588
2 ヤヌアガード粉剤	サンケイ化学(株)	
3 ミリベーダ粒剤	サンケイ化学(株)	
4 ミリベーダ液剤	サンケイ化学(株)	
5 ノックダウンスター	生化エンバイロメンタルサイエンス(株)	(株)鹿児島有恒社 099-257-8282
6 クレンショット3	生化エンバイロメンタルサイエンス(株)	
7 エコニバー（微粒剤）	生化エンバイロメンタルサイエンス(株)	
8 シャットアウト SE	三井化学アグロ(株) 03-5290-2820	

## 対策 2：侵入防止対策

ヤンバルトサカヤスデが異常増殖する理由は、餌である「落葉：腐朽葉」の堆積量が多いことによります。人家付近の小さな林や藪でも同様で、近くの林内で増殖した個体群が、敷地内に侵入し家屋まで移動して不快性被害が発生しています。山林内の発生源防除は困難なため、住居等への侵入を防止する対策が必要です。

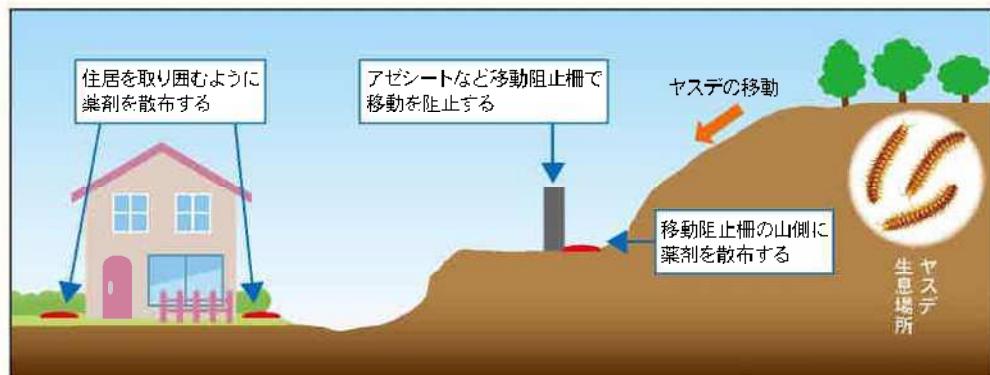
### ① 化学的侵入防止対策

- 家屋の周囲（犬走付近）にヤンバルトサカヤスデに効果を有する駆除剤を50cm幅で処理する。
- 駆除剤には、液剤タイプ、細粒タイプ、粉状タイプ等が使用されるが、いずれの薬剤も、環境保全型（水系対応型、環境生物対応型、飛散防止型）の製剤を選択する必要がある。
- 処理時には飛散防止を心がける。
  - ・ いずれの薬剤も無風時に処理する。
  - ・ 液剤はジョウロ処理が適する。
  - ・ 噴霧器を使用する際は、飛散しないように噴霧口を調整する。

### ② 物理的侵入防止対策

- ヤンバルトサカヤスデの家屋侵入を物理的に防ぐには、梱包テープや養生テープ、メタルテープ等を家屋外壁下部（犬走の10～20cm上部）に貼る。この方法は敷地への侵入防止を目的とした、ブロック塀やコンクリート塀への適用も有効であるが、テープ表面が汚れると、ヤスデの歩行が可能になるため、定期的に付着物の拭き取りが必要となる。
- 奄美大島では、上部が外側に湾曲したステンレス板の設置事例もある。
- アゼシートを用いた侵入防止対策も有効である。

ステンレス板設置  
(写真中の赤点線の部分)



アゼシートによる侵入防ト対策模式図

## 県・市町村のヤンバルトサカヤステ対策担当窓口

	自治体名	担当課	電話番号
00	鹿児島県	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
01	鹿児島市	環境衛生課	099-216-1300
02	鹿屋市	生活環境課	0994-31-1115
03	枕崎市	市民生活課	0993-72-1111(内線327)
04	阿久根市	市民環境課	0996-73-1219
05	出水市	生活環境課	0996-63-2111
06	指宿市	環境対策課	0993-22-2111(内線243)
07	西之表市	市民生活課	0997-22-1111
08	日置市	市民生活課	099-248-9414
09	霧島市	環境衛生課	0995-64-0950
10	南さつま市	市民環境課	0993-76-1521
11	奄美市	環境対策課	0997-52-1111
12	南九州市	市民生活課	0993-56-1111
13	姶良市	生活環境課	0995-66-3189
14	長島町	介護環境課	0996-86-1153
15	錦江町	田代支所住民生活課	0994-25-2511
16	中種子町	福祉環境課	0997-27-1111
17	屋久島町	生活環境課	0997-43-5900(内線136)
18	大和村	住民税務課	0997-57-2127
19	宇検村	住民税務課	0997-67-2213
20	瀬戸内町	町民生活課	0997-72-1060
21	龍郷町	生活環境課	0997-69-4525
22	喜界町	町民税務課	0997-65-3687
23	徳之島町	住民生活課	0997-82-1111(内線121)
24	天城町	くらしと税務課	0997-85-5331
25	伊仙町	きゅらまち観光課	0997-86-3111
26	和泊町	町民支援課	0997-84-3516
27	知名町	保健福祉課	0997-84-3153
28	与論町	環境課	0997-97-4712

このパンフレットは「ヤンバルトサカヤステの防除対策【改訂版】」の概要版です。本編については、鹿児島県のWEBページ(ホームページ>くらし・環境>環境保全>大気・騒音等>ヤンバルトサカヤステ対策について)をご覧ください。

## ヤンバルトサカヤステの防除対策【改訂版】概要版

令和4年3月発行



鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課 発行

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号: 099-286-2594



この紙は「紙」にリサイクルできます。  
不要になったらリサイクルしてください。



環境にやさしい植物性油を使用した  
インクで印刷しています。



70%リサイクルされた紙が  
原紙の用紙を使用しています。

